特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。令和4年5月25日更新

特記事項

個人住民税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際 に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期し ている。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和4年7月5日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	 添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

③他のシステムとの接続

I 基本情報			
1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務		
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務		
②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法令の規定に基づき、個人住民税の賦課決定を行うとともに、所得額、課税額等の各種証明書の発行を行っている。 具体的には、次のような事務において特定個人情報ファイルを利用している。 ①課税資料の管理 ②税額の計算・決定 ③納税義務者、特別徴収義務者への税額の通知 ④課税に関する調査 ⑤所得・課税証明書の発行		
③対象人数	<選択肢>		
2. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	個人住民税システム		
②システムの機能	①課税対象者管理機能 賦課期日時点における住民に関する情報、及び特別徴収義務者に関する情報を管理する。 ②当初課税資料管理機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、確定申告書、その他課税資料等の管理を 行う。 ③課税情報管理機能 賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。 特別徴収義務者(事業者)は特別徴収税額等の 情報を管理する。 ④異動・更正処理機能 所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。 特別徴収者が退職等により異動が生じ た場合に住民税徴収方法変更処理を行う。		

普通徴収に関する通知書や特別徴収に関する通知書を発行する。

納税者(個人)単位で、所得証明書及び課税証明書(非課税含む)を発行する。

[〇] 庁内連携システム

[]税務システム

[]既存住民基本台帳システム

)

⑤通知書等発行機能

⑦申告受付支援機能 ·申告情報入力機能

[〇] 宛名システム等

] 情報提供ネットワークシステム

] 住民基本台帳ネットワークシステム

[〇]その他 (団体内統合利用番号連携サーバー

⑥証明書発行機能

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	①符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために 利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記錄管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ⑦ データ送受信機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑧ 聡貴認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[〇]その他 (団体内統合利用番号連携サーバー)	

システム3			
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー		
②システムの機能	名番号、かな氏名、生年月日で検索可能な情報 ②個人番号管理機能 画面から住登外者の個人番号の登録・更新を可 ③団体内統合宛名番号採番機能 各業務システムより番号管理連携システムに通 号を入力された場合も同様。既存の業務(宛名)を 号の紐付けを管理し、1:1:n の関係性を維持 号の紐付けを管理し、1:1:n の関係性を維持 号の紐付けを管理し、1:1:n の関係性を維持 多宛名システムより宛名番号、基本4情報を 6個人番号連携機能 各定分表テムより宛名番号(住民番号)、個 人番号連携機能 各業務システムより記 6個人番号照会機能 各業務システムより指定された宛名番号に紐作 検索条件に従って番号管理サブシステムの管理 等では、一が一の符号管理に関して必要な機能 中間サーバーの符号管理に関して必要な機能 中間サーバーをの接続に関し必要な の中間サーバーをの接続に関し必要な での間サーバーをの接続に関し必要な での間がある。 のでは、対象を のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	可能とする。 選携された個人番号について、番号管理連携システムで 号を採番する。番号管理連携システムの画面より個人者 システムごとの団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番 さる。 け取る。 号を受け取る。 社会個人番号を返却する。 理する個人情報を照会する機能を提供する。 を提供する。 変換やXML変換等の機能を提供する。 会宛名番号に紐付く基本4情報及び個人番号を返却す を付された業務情報をもとに変換を実施し、業務コード に受けされた業務情報をもとに変換を実施し、業務コード に受けされた業務情報をもとに変換を実施し、業務コード に対しては、既存システムより ので情報照会を行う。 ツトワークシステムより受信した提供内容を中間サー	
	[]情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 住氏基本合帳ネットワークシステム	[O]	
	[〇] その他 (中間サーバー)	

システム4			
①システムの名称	宛名システム		
②システムの機能	①住民データ連携機能 住記システムに登録・更新された住民情報を取得し、宛名情報を更新する。 ②宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 ③宛名情報等管理機能 住登者及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)を管理し、各税務システム に提供する。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[〇]その他 (団体内統合利用番号連携サーバー)		
システム5	· システム5		
①システムの名称	eLTAXシステム		
②システムの機能	①給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 年金保険者からの年金支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。 ②特別徴収税額通知データの送信機能 給与所得者又は年金所得者の特別徴収税額決定通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。 ③申告データ審査・照会機能 地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。 ④申請・届出データ審査・照会機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
12.12	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)		

システム6~10			
システム6			
①システムの名称	国税連携システム		
②システムの機能	①国税連携データ配信機能 国税庁から送信された連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする。 ②国税連携データ照会機能「国税連携データ配信業務」によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。 ③団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバーへ送信する。 ④マスタ管理機能 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う。		
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX) 		
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名 個人住民税ファイル 4. 個人番号の利用 ※ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号) •第9条第1項 ・別表第一 16の項 法令上の根拠 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) •第16条 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する] 実施する ①実施の有無 2) 実施しない 3) 未定 【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号) ·第19条第8号 ・別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で |定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22-3、22-4、23、24、24-2、24-3、25、26-3、28、 31、31-2、31-3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43-3、43-4、44、44-2、45、47、49、49-2、50、 ②法令上の根拠 51、53、54、55、58、59、59-2、59-2-2、59-2-3、59-3条 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号) •第19条第8号 ・別表第二 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) •第20条 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 総務部税務課 ②所属長の役職名 税務課長 7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個	固人情報ファイルネ	ž	
個人住民	税ファイル		
2. 基本情	青報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢>	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象とな	る本人の範囲 ※	基準日時点の市民、市外在住の課税対象者、及びそれらの被扶養者	
	その必要性	個人住民税の適正な賦課業務の実施のため	
④記録され	る項目	〈選択肢〉 1)10項目以上50項目未満 1)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 (○]をの他住民票関係情報 (○]国税関係情報 [〇]地方税関係情報 [〇]健康・医療関係情報 [〇]医療保険関係情報 [〇]地方税関係情報 [〇]障害者福祉関係情報 [〇]生活保護・社会福祉関係情報 [〇]介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [〇]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [〕学校・教育関係情報 [〕学校・教育関係情報 [〕]その他 (
	その妥当性	・個人番号などの識別情報及び4情報は、申告書等の課税資料から課税対象者を特定するために保有 ・連絡先は、通知書等の送付、連絡及び申請等の内容確認のため、また、確定申告書に印字するために 保有 ・その他住民票関係情報は、配偶者及び扶養者の特定のために保有 ・国税関係情報は、所得税情報の確認のため、また、申告受付情報を作成するために保有 ・地方税関係情報は、個人住民税の賦課を行うために保有 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報は、適正な社会保険料控除を行うために保有 ・障害者福祉関係情報は、障害者に対する市税の減額決定を行うために保有 ・生活保護関係情報は、課税の可否を判定するために保有	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始	台曰	平成27年10月	
⑥事務担当	当部署	総務部税務課	

3. 特定個人情報の入手・	使用	
①入手元 ※	[O]本人又は本人の代理人 [O]評価実施機関内の他部署 (納税課、市民課、国保医療課、福祉課、高齢者支援 課、障がい者支援課) [O]行政機関・独立行政法人等 (税務署) [O]地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村の税務部署等) [O]民間事業者 (給与支払者、年金支払者) []その他 ()	
②入手方法	[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム [O]情報提供ネットワークシステム [O]その他 (eLTAXシステム、国税連携システム)	
③使用目的 ※	個人住民税の賦課業務	
使用部署	総務部税務課	
④使用の主体 使用者数	<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法	1 各種課税資料の名寄せ 毎年1月1日現在の住民登録に基づき、各機関、事業者などから入手した申告書や給与支払報告書など の課税資料を納税義務者ごとに名寄せし、個人住民税の賦課決定及び更正を行う。 2 非課税判定、控除適用判定 生活保護の受給状況や身体障害者手帳の所持状況などの情報により、均等割非課税や障害者控除の 適用等を判定する。	
情報の突合	(1)住基情報と課税台帳データを突合し、納税通知書等の送付先を最新の住基情報に同期する。 (2)生活保護受給者情報や身体障害者手帳情報等と課税台帳データを突合し、非課税判定を行う。 (3)身体障害者手帳等所有者情報と控除適用状況を突合し、障害者控除等の適用状況を確認する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイル 委託の有無 ※	の取扱いの委託 <選択肢> [委託する] () 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	市・道民税賦課計算業務	
①委託内容	申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、また賦課情報データを基に した納税者等への申告書・通知等の印刷・封入・封函	
②委託先における取扱者数	<選択肢> [10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [10人以上50人未満] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
③委託先名	株式会社HARP	
④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再 委 ⑤再委託の許諾方法	書面による届出	
⑥再委託事項	給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の封入等業務	
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[〇] 提供を行っている (56)件	[〇] 移転を行っている (11)件	
正 六 19 ± Δ 0 7 円 未	[] 行っていない				
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者				
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提	是供の制限)及	び別表第2		
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定めると	おり			
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第2に定める個		する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録された個人				
	[〇] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線		
 ⑥提供方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除	: <.)	
	[] フラッシュメモリ	[]紙		
	[]その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特	特定個人情報 <i>0</i>)提供依頼のあった都度		
提供先2~5					
提供先2	国税庁長官				
	番号法第19条第10号				
①法令上の根拠	番号法第19条第10号				
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第10号 所得税の更正決定等				
		青報			
②提供先における用途	所得税の更正決定等	青報 〈選択肢〉			
②提供先における用途	所得税の更正決定等		芮		
②提供先における用途 ③提供する情報	所得税の更正決定等	<選択肢> 1)1万人未	尚 上10万人未満		
②提供先における用途	所得税の更正決定等	<選択肢> 1) 1万人未; 2) 1万人以			
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	所得税の更正決定等個人住民税の賦課決定、更正に関する作	<選択肢> 1) 1万人未; 2) 1万人以; 3) 10万人以	上10万人未満		
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	所得税の更正決定等個人住民税の賦課決定、更正に関する作	<選択肢> 1) 1万人未。 2) 1万人以。 3) 10万人以 4) 100万人以	上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満		
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	所得税の更正決定等個人住民税の賦課決定、更正に関する作	<選択肢> 1) 1万人未; 2) 1万人以; 3) 10万人以	上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満		
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	所得税の更正決定等個人住民税の賦課決定、更正に関する作	<選択肢> 1) 1万人未; 2) 1万人以 3) 10万人以 4) 100万人。 5) 1,000万人	上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満 、以上		
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	所得税の更正決定等 個人住民税の賦課決定、更正に関する性 [1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未; 2) 1万人以 3) 10万人以 4) 100万人。 5) 1,000万人	上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満 、以上		
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	所得税の更正決定等 個人住民税の賦課決定、更正に関する性 [1万人以上10万人未満] 地方税法第315条第1号ただし書又は第3	<選択肢> 1) 1万人未 2) 1万人以 3) 10万人以 4) 100万人 5) 1,000万人	上10万人未満 (上100万人未満 以上1,000万人未満 、以上	€<.)	
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	所得税の更正決定等 個人住民税の賦課決定、更正に関する情 「1万人以上10万人未満] 地方税法第315条第1号ただし書又は第3	<選択肢> 1)1万人未 2)1万人以 3)10万人以 4)100万人 5)1,000万人 316条に該当す	上10万人未満 (上100万人未満 以上1,000万人未満 、以上 る者	<)	
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	所得税の更正決定等 個人住民税の賦課決定、更正に関する情 「1万人以上10万人未満] 地方税法第315条第1号ただし書又は第3 「〇]情報提供ネットワークシステム 「]電子メール	<選択肢> 1)1万人未 2)1万人以 3)10万人以 4)100万人 5)1,000万人 5)1,000万人 [[上10万人未満 (上100万人未満 以上1,000万人未満 、以上 一る者]専用線]電子記録媒体(フラッシュメモリを除	;< ₀)	

提供先3	年金保険者		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号		
②提供先における用途	個人住民税の徴収		
③提供する情報	第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項	に規定	される情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>		上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特別徴収の方法により個人住民税を納付する者		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)		
⑦時期·頻度	当初通知は当該年度の住民税額を決定した後(年1回)。税額の更正があった場合は随時。		
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			

移転先1	総務部納税課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項		
②移転先における用途	個人住民税の徴収に関する業務		
③移転する情報	個人住民税の課税情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の課税がある者(過年度の課税者を含む。)		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
① 核松刀法	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	随時		
移転先2~5			
移転先2	市民環境部国保医療課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項		
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	個人住民税の課税情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、国民健康保険加入者のいる世帯に属する者(過年度の課 税者を含む。)		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑦時期·頻度	随時		

移転先3	市民環境部国保医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税の課税情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、後期高齢者医療保険加入者のいる世帯に属する者(過年 度の課税者を含む。)
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	随時
	市民環境部市民課
1944764	印氏块块即印氏床
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の 認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるも
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1の31の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の 認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるも の
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	番号法第9条第1項 別表第1の31の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの 個人住民税の課税情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第1項 別表第1の31の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの 個人住民税の課税情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

移転先5	保健福祉部高齢者支援課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項					
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの					
③移転する情報	個人住民税の課税情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、介護保険加入者(過年度の課税者を含む。)					
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	随時					
移転先6~10						
移転先6~10						
移転先6~10 移転先6	こども福祉部こども政策課					
	こども福祉部こども政策課 番号法第9条第1項 別表第1の8の項					
移転先6						
移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項					
移転先6 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1の8の項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
移転先6 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	番号法第9条第1項 別表第1の8の項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 個人住民税の課税情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満					
移転先6 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	番号法第9条第1項 別表第1の8の項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 個人住民税の課税情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					

移転先7	保健福祉部障がい者支援課				
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の12の項				
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの				
③移転する情報	個人住民税の課税情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、保育の提供を受ける者				
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()				
⑦時期·頻度	随時				
移転先8	保健福祉部障がい者支援課				
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の34の項				
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの				
③移転する情報	個人住民税の課税情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	5) 1,000万人以上 個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、サービスを利用する者				

移転先9	保健福祉部障がい者支援課				
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項				
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの				
③移転する情報	個人住民税の課税情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税台帳に登録のある者のうち、サービスを利用する者				
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()				
⑦時期·頻度	<u></u>				
移転先10	こども福祉部こども家庭課				
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56の項				
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの				
③移転する情報	個人住民税の課税情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())				
⑦時期·頻度	随時				
移転先11~15					
移転先16~20					

6. 特定個人情報の保管・消去

<個人住民税システム・番号管理連携システムにおける措置>

①特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。

②当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。

<eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置>

①特定個人情報は、一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンター内のサーバーで保管され る。
②千歳市から当該サーバーへのアクセスは、専用端末からしかできないよう制限される。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は,サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され,バックアップ もデータベース上に保存される。

7. 備考

保管場所 ※

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、 課税対象外のデータを入手することはない。

・関係機関や他自治体からの資料の入手については、基本4情報に基づいて課税台帳との照合を行い、

課税対象外のデータを入手した場合は正しい課税団体への転送を行う。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

[

個人住民税システムには、住民税賦課業務に関係のない情報を保有しない。 リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない

具体的な管理方法

・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限 を設定しているため、権限のない機能は利用できない。

・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。

その他の措置の内容

・システムの操作ログを記録し、操作内容を追跡できるよう管理するとともに、その旨を職員に周知して 不正利用の抑止を図っている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・USBメモリ等の外部記憶媒体の使用に当たっては、ウィルス対策ソフトの導入やパスワードの設定を義務付けるなど、使用を制限して いる。

4. 特	f定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない		
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	特定個人情報を含むすべてのデータについて、以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・事故発生時の報告義務						
再委記 報ファ・ 担保	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	く選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法				、情報の保護に万全を期すこと。 報保護に係る誓約書を提出さも			
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託に	こおけるその他のリス	くク及びその	のリスクに対する措置			
5. 特	定個人情報の提供・移車	伝 (委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク	:不正な提供・移転が行	うわれるリ	スク					
	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	移転が行	われない取扱いとして	ている。	転先からの申請に基づきその村 限のない職員が特定個人情報	艮拠と必要性を判断し、不必要な に接しないよう制御している。		
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定値 する措		を託や情報	提供ネットワークシス	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその	他のリスク及びそのリスクに対		
_								

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手)]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク ①個人住民税システムにおける措置 ・当該事務の権限を有する職員以外が入手することのないよう、アクセス権限を設定している。 操作ログを記録し、目的外の入手が行われていないか追跡を可能にしている。 ②中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発 行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネッ リスクに対する措置の内容 トワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められ た情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク ①個人住民税システムにおける措置 ・当該事務の権限を有する職員以外が入手することのないよう、アクセス権限を設定している。 操作ログを記録し、目的外の入手が行われていないか追跡を可能にしている。 ②中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネット ワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに 基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムに情報 リスクに対する措置の内容 システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した 情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定 個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

①中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。
- ②中間サーバー・プラットフォームにおける措置
- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 犋	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事故 周知	枚発生時手順の策定・	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1)特に力を) 3)十分に行	入れて行ってし っていない	いる 2) 十分に行	っている	
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり		2) 発生なし		
	その内容							
	再発防止策の内容							
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が残る	入れている されている	2) 十分であ	る	
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及	びそのリスクロ					
_								
8. 監	査							
実施の	の有無	[〇]自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
9. 彼	羊業者に対する教育・ 原	外発						
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行って	[いる]	く選択肢> 1) 特に力を) 3) 十分に行	入れて行ってし っていない	いる 2) 十分に行	っている	
	具体的な方法	・担当職員に対し、個人・委託事業者に対してはけている。				6保護に関する周	知徹底を義務付	
10.	10. その他のリスク対策							
_								

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 総務部総務課情報公開係				
②請求方法	千歳市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続	-				
④個人情報ファイル簿への不 記載等	-				
2. 特定個人情報ファイルの	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 総務部税務課市民税係				
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和4年5月25日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】				
①方法	予定なし				
②実施日・期間	-				
③主な意見の内容	-				
3. 第三者点検 【任意】					
①実施日	予定なし				
②方法	-				
③結果	-				

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

宛名番号 予備キ - 世帯番号 住民税用世帯番号 続柄コード 続柄漢字 氏名カナ1 氏名カナ2 生年月日 性別 誰に世帯 誰に 住民 扶養者特定表示 扶養専従区分 配偶者区分 配偶者住民コード 障害者控除 老人扶養控除 住民区分 住定事由 住民と なった年月日 住民でなくなった年月日 住所編集パターン 行政区コード 住所コード 棟番号 番地コード 号コード 枝番コード 子 枝番コード 市外コード 賦課期日住所漢字 賦課期日方書漢字 賦課期日氏名漢字 賦課期日通称名漢字 通称名カナ 世帯主氏 名カナ 世帯主氏名漢字 世帯内グループ 筆頭者氏名 世帯内順位 税世帯続柄 通知書番号 電話番号 外国人残留資格 国籍 コード 納通公示 住登外課税通知 生保区分 家屋敷事業所フラグ 処理年月日 賦課期日住所漢字 賦課期日氏名漢字 徴収区 分 合算区分 課税資料種別 課税資料名称 主たる資料番号簿冊番号主たる資料番号総括表一連番号 主たる資料番号一連番号 事業所番号 控配有無 未成年 寡フ区分 勤労学生 本人障害 老人扶養人数 同居老人扶養人数 特定扶養人数 その他扶養人 数 年少扶養人数 特障扶養人数 同居障害者人数 他障扶養人数 生年月日 生命保険料区分 居住年月日 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得住民税值 投信配当所得 未公開株所得 上場株所得 分離配当所得 分離配当繰越損失後 給与 収入 給与所得算出値 特徴給与収入 主給与収入 専従者給与収入特徴給与所得 先物所得 年金収入 その他雑所得 年金所得 |雑所得 総合短期譲渡所得 総合長期譲渡所得二分の一前 一時所得二分の一前 山林所得 退職所得住民税値 分離短期譲渡所 得一般特別控除前 分離短期讓渡所得一般特別控除額 分離短期讓渡所得軽減特別控除前 分離短期讓渡所得軽減特別控除額 分離長期讓渡所得一般特特別控除前 分離長期讓渡所得一般特別控除額 分離長期讓渡所得特定特別控除前 分離長期讓渡所得 特定特別控除額 分離長期譲渡所得軽課特別控除前 分離長期譲渡所得軽課特別控除額 総所得 合計所得 総所得金額等の合計 繰越損失総所得分 繰越損失分離短期分 繰越損失先物分 繰越損失分離長期分 繰越損失株式分 繰越損失分離配当分 繰越損 失居住用特例分 繰越損失山林分 繰越雑損失 譲渡割 配当割臨時所得 変動所得 変動超過額 特定支出合計額 総合譲渡控除 使用額 非課税所得 免税所得 所得合計 配当所得2分の1 配当所得4分の1 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模共 済控除 旧生命保険料支払額 新個人年金支払額 新生命保険料支払額 介護保険料支払額 生命保険料控除 地震保険料支払額 地震保険料 寄附金控除額地方公共団体以外 扶養控除 配偶者控除入力值 配偶者特別控除入力值 配偶者控除算出值 配偶者 特別控除算出値 配偶者の所得 外国税額控除市分 外国税額控除県分 退職所得所得税値 繰越控除入力値 平均課税対象額 特別障害者扶養控除 その他障害者扶養控除 一般寡婦控除特別寡婦控除 寡夫控除 勤学控除 本人障害控除 基礎控除 所得 控除合計 旧個人年金支払額 地震保険料控除額所得税 損害保険長期支払額 損失繰越額 市減免額 県減免額 医療費支払額 医療費補填額 住宅取得特別控除 住宅借入金控除可能額 住宅借入金等控除残額 寄附金支払額地方公共団体 都道府県条例寄 附金入力值 市区町村条例寄附金入力值 市民税寄附金控除県民税寄附金控除 市民税寄附金特例控除 県民税寄附金特例控除 課税標準分離配当 市算出所得割分離配当 県算出所得割分離配当 住宅借入金等控除残額市 住宅借入金等控除残額県 年税額 処理事由 異動事由

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第7号・別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59条	 第19条第7号 別表第二 1,2,,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102, 	事後	
平成30年7月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	税務課長 細貝貴生	税務課長	事後	
平成30年7月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
平成30年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先2	市民環境部国民健康保険課	市民環境部国保医療課	事後	
平成30年7月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先3	市民環境部国民健康保険課	市民環境部国保医療課	事後	
平成30年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先6	保健福祉部保育課	こども福祉部こども政策課	事後	
平成30年7月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先10	保健福祉部子育て推進課	こども福祉部こども家庭課	事後	
平成30年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転移転先11、①~⑦	保健福祉部子育で推進課ほか	削除(移転先10と重複)	事後	
平成30年7月10日	Ⅲリスク対策 8.監査 実施の有無	〔 〇 〕 自己点検	〔 〕 自己点検	事後	
平成30年7月10日	v 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年5月15日	平成30年6月5日	事後	
令和1年6月28日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,	【情報提供】 2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社HARP	事後	
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	納税通知書の封入等業務	給与支払報告書のパンチ入力、納税通知書の 封入等業務	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3 ③提供する情報	地方税法第321条の4第1項、第321条の7の5第 1項及び第321条の7の7第3項に規定される情 報	地方税法第321条の4第1項、第321条の7の5第 1項及び第321条の7の7第2項に規定される情 報	事後	
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1から移転先10まで ①法令上の根拠	番号法第9条第1号	番号法第9条第1項	事後	
令和1年6月28日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月5日	平成31年4月25日	事後	
令和2年5月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事 務 システム5 ③他のシステムとの接続	[〇]その他(中間サーバー)	[○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)	事後	
令和2年5月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事 務 システム6 ③他のシステムとの接続	[〇]その他(中間サーバー)	[○]税務システム [○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)	事後	
令和2年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報情報の入手・ 使用 ①入手元 ※	国民健康保険課、医療助成課	国保医療課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3	特別徴収義務者(事業者・年金保険者等)	年金保険者	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3 ③提供する情報	地方税法第321条の4第1項、第321条の7の5第 1項及び第321条の7の7第2項に規定される情 報	第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2 項に規定される情報	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3 ⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム	[○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)	事後	
令和2年5月18日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月25日	令和2年4月27日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月27日	I 基本情報 5一②法令上の根拠	【情報提供】 1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第7号・別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4、44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3条 【情報照会】 1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第7号・別表第二 27の項 2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の過失を識別するための番号の利用等に関する法律の過失を識別するための番号の利用等に関する法律の過失を調別するための番号の利用等に関する法律の過失を調別するための番号の利用等に関する法律の過失を調別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第20条	【情報提供】 1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第8号・別表第二 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4、44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-2-2,59-2-3,59-3条 【情報照会】 1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第8号・別表第二 27の項 2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の表第の表第の形成第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第20条	事後	番号法19条第8号の変更に ついては、令和3年9月1日の 法改正による。(事前)
令和3年7月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	事前	令和3年9月1日の法改正に よる。
令和3年7月27日	□ 特定個人情報ファイルの概要5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供生1-①	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2	事前	令和3年9月1日の法改正に よる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(委託に伴うものを除く) 提供先1-②	番号法第19条第7号別表第2に定めるとおり	番号法第19条第8号別表第2に定めるとおり	事前	令和3年9月1日の法改正に よる。
令和3年7月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号別表第2に定める個人住民 税に関する特定個人情報	番号法第19条第8号別表第2に定める個人住民 税に関する特定個人情報	事前	令和3年9月1日の法改正に よる。
	□ 特定個人情報プアイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先2-①	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	令和3年9月1日の法改正に よる。
令和3年7月27日	皿リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月27日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和2年4月27日	令和3年5月28日	事後	
令和4年7月5日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和3年5月28日	令和4年5月25日	事後	